

令和5年度 自己評価

社会福祉法人さいわい会 幸町保育園

1. 園の教育・保育目標

令和6年3月31日

【基本理念】	「響きあう、こころと心」
--------	--------------

【教育・保育目標】	<ul style="list-style-type: none">・健康な子どもの育成・みんなと仲良くする子どもの育成・思いやりのある子どもの育成・自分のことは自分でする子どもの育成・善悪の区別がわかる子どもの育成
-----------	--

【教育・保育方針】	<ul style="list-style-type: none">・子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る・異年齢児の交流、地域社会との交流など様々な体験をする機会を設け、思いやりの心や社会生活のルールを身に付けられるように働きかける・子育て家庭の保護者と子どもの成長の喜びを共有し、共に育ち、共に学びあい、適切に支援する
-----------	--

2. 自己点検・自己評価項目

主な評価項目	評価		
	1 出 来 て い る	2 出 来 て い な い	3 対 象 外
1 運営規程	<ul style="list-style-type: none">・運営（管理）規程を作成していますか。 また、実態と相違していませんか。・職員や利用者に規程を周知していますか。	✓ ✓	

6 障がい児保育	<ul style="list-style-type: none"> 個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行っていますか。 			✓
7 教育・保育と記録等 園児の育ちに関する帳票の整備 園日誌等を適正に整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> 園児の育ちに関する帳票を整備していますか。 (身体測定記録、健診結果記録、教育及び保育経過記録、疾病・既往歴の記載、保護者等家族についての記載等) 日誌や児童出席簿を適正に整備していますか。 個人情報適切に取り扱っていますか。 	✓	✓	✓
8 小学校との連携 地域の小学校との教育交流 参加交流を行っているか	<ul style="list-style-type: none"> 「認定こども園要録」「幼保連携型認定こども園児童指導要録」を作成し、就学の際は小学校へ送付していますか。 小学校教育への円滑な持続に向けて、小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校教師との意見交換、合同の研究の機会を設ける等の連携を行っていますか。 	✓	✓	
9 虐待防止等	<ul style="list-style-type: none"> 虐待等の状況が見受けられないか、日々子どもや保護者の様子に留意し早期発見に努めていますか。 不適切な教育の兆候が見られる場合は、市や関係機関と連携していますか。 園内において、児童の心身に有害な影響を与える行為をしませんか。園として予防措置を講じていますか。 	✓	✓	✓
10 健康・衛生管理・ 事故防止・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 学校医、学校歯科医による健康診断および歯科検診を適正な時期に実施していますか。 学校保健計画を作成する際は、すべての職員がそのねらいや内容を明確にしながら、子ども一人ひとりの健康の保持及び増進に努めていますか。 各種マニュアルを整備していますか。また、職員に周知していますか。 (感染症及び食中毒、児童の事故防止、危機管理等) 感染症または食中毒が発生、もしくは疑われる場合は、速やかに関係機関に報告するとともに必要な措置を講じていますか。 与薬する場合は、薬連絡票に記入してもらおう等適切に預かり、誤飲がないよう対策を講じていますか。 	✓	✓	✓

	<ul style="list-style-type: none"> • SIDS（乳幼児突然死症候群）防止のため仰向けに寝かせる、定期的に睡眠時の状態を観察し記録する等、必要な措置を講じていますか。 • 心肺蘇生等の研修を行っていますか。 • 災害や事故の発生に備えるとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図っていますか。 	✓		
11 保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> • 園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相互理解を図るよう努めていますか。 (送迎時の対応、連絡帳、掲示板、園だより、参観、懇談会等) 	✓		
12 教育・保育時間	<ul style="list-style-type: none"> • 毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはいませんか。 • 1日の教育課程に係る教育時間は標準4時間としていますか。 また、保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則としていますか。 • 保育需要に応じて、適正に教育・保育時間を設定していますか。 • 年末年始以外に一斉休園や協力日を実施していませんか。 • 協力日を実施している場合、保護者の理解は得ていますか。 	✓	✓	✓
13 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> • 地域のニーズに応じて子育て支援事業を以下から1つ以上実施していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 親子の集いの場の提供等による情報提供、相談支援 ※ 地域の家庭に対する情報提供相談支援事業 ※ 一時預かり事業 ※ 保護者と地域の子育て支援団体等との連携、調整事業 ※ 地域の子育て支援者に対する情報提供、助言事業 	✓	✓	✓
14 苦情解決体制	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情解決体制において、苦情解決責任者、苦情受付担当者が選任されていますか。 • 第三者委員が選任され委嘱状が交付されていますか。 • 苦情解決の体制及び手順等について利用者、家族等へ周知していますか。 • 苦情解決の記録は書面によって整備していますか。 • 苦情解決の実績等を公表していますか。 (個人情報に関するものを除く。) 	✓	✓	✓

15 食事提供

• 給与栄養目標量（食事摂取基準）を適正に設定していますか。	✓
• 「食品構成表」を作成していますか。	✓
• 献立に基づき、給与栄養量、充足率を算定していますか。	✓
• 給与栄養量は、目標量を満たしていますか。	✓
• 予定献立表、実施献立表を作成していますか。	✓
• 保護者等に対する献立の提示等は行っていますか。	✓
• 離乳食がある場合、発達に応じた献立表を作成していますか。	✓
• サイクルメニューの期間は適切ですか。	✓
• 献立は季節感を取り入れるなど、変化に富んだ内容になっていますか。	✓
• 嗜好調査や残食調査を実施し、その結果を献立に反映させていますか。	✓
• アレルギー対応の必要な園児や障がい児など個々に応じて、かかりつけ医や保護者と連携を図りながら適切に対応していますか。	✓
• アレルギー対応の必要な園児がいる場合、個々に合わせた献立表を作成していますか。	✓
• 「アレルギー対応マニュアル」を職員に周知するとともに、誤食防止のための、必要な措置を講じていますか。	✓
• 給食提供未実施の日が頻繁にありますか。また未実施の場合、保護者の理解を得ていますか。	✓
• 延長保育を実施している場合、間食を提供していますか。	✓
• 給食会議は、園長、（栄養士・調理員）、保育教諭等が参加し、適切に開催していますか。また、記録を整備していますか。	✓
• 乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう食事の提供を含む食育計画を作成し、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」並びに指導計画に位置付けていますか。	✓
• 検食が実施され検食簿を整備していますか（手作りおやつも含む）。	✓
• 検食は食事提供前に実施していますか。	✓
• 検食者、検食時間は明らかになっていますか。	✓
• 保存食は原材料（可食部）、調理済食品ともに、50g程度、2週間保存していますか。	✓
• 保存食は各食品ごとに、清潔な容器やビニール袋に密封し-20℃以下で保存していますか。	✓

	<ul style="list-style-type: none"> • 加熱調理食品の中心温度は85°C以上で1分間以上加熱していますか。 ✓ • 調乳用のお湯は沸騰させた後、70°C以上に保たれたものを使用していますか。また調乳室の衛生管理は適切に行われていますか。 ✓ • 粉ミルクは園が用意していますか。 ✓ • 調理後2時間以内に喫食していますか。 ✓ • 食材の納入時は、調理従事者が立会い、品質等の点検を行っていますか。 ✓ • 衛生自主管理点検を個別に実施し記録していますか。 (調理従事者の個人衛生点検、調理設備等の衛生点検) ✓ • 調理従事者は調理業務にふさわしい服装で調理していますか。 (調理専用の白衣またはエプロン、帽子または三角巾、調理室専用履物、必要に応じてマスク) ✓ • 調理従事者及び調乳担当保育教諭の検便は、新規採用時及び毎月1回以上実施していますか。(調理従事者は腸管出血性大腸菌O26、O111、O157も含む) ✓ • 貯水槽(受水槽)使用の場合は、1年以内ごとに清掃を実施していますか。 ✓ • 関税軽減措置適用のスキムミルクを購入している場合、台帳の記録及び整備をしていますか。 ✓ • 2、3号認定の園児について、食事の提供を行っていますか。 ✓ • 3号認定のこどもは自園調理をしていますか。 ✓ (1,2号認定の園児については、外部搬入も可) 			
--	---	--	--	--

<p>16 食事提供、委託・外部 搬入の場合 (1号の場合も含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 契約関係書類を適切に整備し、通知に基づいて次のような内容を明記していますか。 ※ 園と受託業者の業務分担及び経費負担 ※ 特定教育・保育施設給食の趣旨を認識し、適正な食材料を使用し所要の栄養量が確保される調理を行うこと。 ※ 調理従事者の大半は、当該業務について、相当の経験を有する者であること。 ※ 調理従事者に対して、定期的に衛生面・技術面の教育・訓練を実施すること ※ 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提供を求めることができること。 ※ 契約書の事項を履行しなかった場合の契約解除 ※ 代行保証に関すること ※ 園に損害を与えた場合の損害賠償に関すること。 ※ 業務に関して知り得た個人情報の秘密保持 		<ul style="list-style-type: none"> ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓
	<ul style="list-style-type: none"> • 契約の履行状況を確認していますか。 		<ul style="list-style-type: none"> ✓